

平成14年度に着手する大学評価の内容・方法等について

- 大学評価実施大綱 -

全学テーマ別評価（国際的な連携及び交流活動）

分野別教育評価（人文学系，経済学系，農学系，総合科学）

分野別研究評価（人文学系，経済学系，農学系，総合科学）

平成14年12月

大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構は、大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(平成10年10月)の提言等を受けて改正された国立学校設置法に基づき、学位授与機構に大学等の評価に関する事業を併せた新たな機関として、平成12年4月に発足しました。

機構の大学評価事業は、大学等の教育研究活動の改善に役立てること、及び教育研究活動の状況や成果を社会に分かりやすく示すことを目的として、第三者としての客観的立場から大学の教育研究活動について評価を行うものです。事業を円滑に実施するため、機構では大学評価委員会において評価システムの検討を重ね、平成13年1月に「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について」を作成いたしました。その後、平成13年度着手分について、大学評価の経験及び関係各方面からのご意見を踏まえ必要な改定を施しましたが、今回、さらに改善して「平成14年度に着手する大学評価の内容・方法等について 大学評価実施大綱」を策定いたしました。

本実施大綱は、大学評価の基本的な枠組みを示すものです。この他に、評価の区分及び個別のテーマ・学問分野ごとにより詳細な手順を示すものとして、各大学及び大学共同利用機関が行う自己評価の実施要項(「自己評価実施要項」)や機構の評価担当者(専門委員会の委員及び評価員)が評価に当たって用いる手引書(「評価実施手引書」)等がありますが、いずれも本実施大綱の基本方針に添って評価の細部を策定したものです。

機構では、この平成14年度着手分(評価結果の確定は平成16年3月)までを試行的期間として、評価の対象分野や対象機関数を絞って実施しています。この間の経験を踏まえた上で、より適切かつ効果的な内容・方法等を構築することを目指すとともに、今後とも、常によりよい大学評価のシステムを求めていくため、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう改善に努めていく所存です。

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第 1 章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針

評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
評価の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 複数の評価手法に基づく多面的な評価	
2 目的及び目標に即した評価	
3 自己評価に基づく評価	
4 意見の申立て	
5 評価システムの改善	
区分ごとの評価の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	3
評価の対象時期・・・・・・・・・・・・・・・・	4
評価の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・	4
評価のプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・	5
評価の結果と公表・・・・・・・・・・・・・・・・	6
情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・	6

第 2 章 平成14年度に着手する大学評価の区分ごとの内容・方法

全学テーマ別評価：国際的な連携及び交流活動・・・・・・・・	7
1 全学テーマ別評価：国際的な連携及び交流活動の概要	
2 対象大学等	
3 実施時期	
4 評価の内容	
分野別教育評価（人文学系・経済学系・農学系・総合科学）・・・・・・・・	9
1 対象分野	
2 対象大学	
3 実施時期	
4 評価の内容	
分野別研究評価（人文学系・経済学系・農学系・総合科学）・・・・・・・・	12
1 対象分野	
2 対象大学等	
3 実施時期	
4 評価の内容	

(用語の解説)	17
(別紙1)	平成14年度までの試行的実施期間中における 評価の対象 19
(別紙2)	平成14年度に着手する大学評価に関する 機構の実施体制 21
(別紙3)	評価報告書イメージ(各評価区分共通) 23
(別紙4)	平成14年度着手の評価対象大学等一覧 25
(別紙5)	平成14年度着手の評価事業スケジュール 29
(参考資料)	大学評価関係法令等 31

本文中、)印の付されている用語については、解説を「用語の解説」(P.17 ~)に記載しています。

第1章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針

評価の目的

機構は、国立学校設置法に基づき、「大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに(広く社会に)公表すること。」を業務の一つとしています。

機構の行う評価は、同法の趣旨を踏まえ、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動(以下「教育研究活動」という。)について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる

大学等の教育研究活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としています。

評価の基本的な方針

1 複数の評価手法に基づく多面的な評価

機構は、評価の目的に沿って、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくために、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、次のような複数の評価手法に基づく多面的な評価を行います。

(1) 評価は、大学等の行う多様な教育研究活動について、次の3区分により行います。

大学等の教育研究活動の状況についての全学的な事項に関する評価(全学テーマ別評価)

大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価(分野別教育評価)

大学等の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価(分野別研究評価)

(2) 各区分ごとの評価は、大学等における教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定して行います。

(3) 評価の手法としては、大学等から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データに基づき分析する書面調査と評価区分に応じてヒアリング¹⁾又は訪問調査²⁾を行います。

平成14年度着手³⁾の評価では、機構独自の調査・資料収集は、機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それらを大学等に求める形で行います。

(4) 平成14年度に着手する評価の区分ごとの評価項目及び評価手法は、下表のとおりです。

評価区分	評価項目	評価手法
全学テーマ別評価	(1)実施体制 (2)活動の内容及び方法 (3)活動の実績及び効果	書面調査及びヒアリング
分野別教育評価	(1)教育の実施体制 (2)教育内容面での取組 (3)教育方法及び成績評価面での取組 (4)教育の達成状況 (5)学習に対する支援 (6)教育の質の向上及び改善のためのシステム	書面調査及び訪問調査
分野別研究評価	(1)研究体制及び研究支援体制 (2)研究内容及び水準 (3)研究の社会(社会・経済・文化)的效果 (4)諸施策及び諸機能の達成状況 (5)研究の質の向上及び改善のためのシステム	書面調査及びヒアリング (総合科学は、書面調査及び訪問調査)

2 目的及び目標に即した評価

(1) 機構の行う評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動に関して大学等が有する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため、目的及び目標は大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に整理されていることが前提となります。

機構では、これらのことを十分配慮して、大学等の行う教育研究活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、当該活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

(2) 機構の行う評価における「目的」とは、大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指します。一般的には、教育研究活動を実施する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の基本的な性格、当該活動を通じて達成しようとしている基本的な成果について示されている必要があります。

また、「目標」とは、「目的」で示された意図を実現するための具体的な課題を指します。

(3) 平成14年度着手の評価は、試行的実施期間中に行われるものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の整理に役立てることを目的として、大学等からの自己評価書の提出に先だって評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査します。そこでは記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて対象大学等にフィードバックします。

3 自己評価に基づく評価

機構の評価は、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた大学等の主体的な取組を支援・促進するためのものです。この目的を、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す評価の枠組みに基づき、大学等が自ら評価を行うことが重要です。

このため、機構の行う評価は、国立学校設置法施行規則に基づき、大学等が行う自己評価の結果(大学等の自己評価で根拠として提出された資料・データを含みます。)を分析し、その結果を踏まえて行います。

4 意見の申立て

機構の行う評価においては、評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく当該結果の正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、機構は、国立学校設置法施行規則に基づき、評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学等に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。また、申立てと対応の内容は、評価報告書に記載します。

5 評価システムの改善

機構の評価は、平成12年度着手分から平成14年度着手分までは必要な態勢を整えるための試行的実施期間として、対象分野や対象機関数を絞って実施することとしています。

機構では、この試行的実施期間における評価の経験や評価の対象となった大学等の意見を踏まえつつ、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、常により良い大学評価システムの構築に向け、その改善に努めます。

区分ごとの評価の対象

- (1) 機構が行う評価は、国立学校設置法施行規則に基づき、評価の区分(実施するテーマ及び分野)ごとに、設置者から要請があった大学等を対象とします。
- (2) **全学テーマ別評価**の対象となるテーマは、教育活動や研究活動のみならず、全学的な大学運営や社会貢献活動など、大学等の諸活動の多様な側面について、個別の学部や研究科等の課題にとどまらない、大学等の全学的(全機関的)な課題とします。各年度に着手するテーマについては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定します。

平成14年度に着手する全学テーマ別評価は、「国際的な連携及び交流活動」をテーマとして実施します。

- (3) **分野別教育評価及び分野別研究評価**については、試行的実施期間において9分野¹⁾を実施することとしており、平成14年度に着手する評価では、「人文学系」、「経済学系」、「農学系」、「総合科学」の4つの学問分野を対象として実施します。

なお、平成14年度までの試行的実施期間中における区分ごとの評価の対象は、別紙1に記載のとおりです。

評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行います。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とします。

なお、この分析の対象とする期間は、評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

評価の実施体制(別紙2「平成14年度に着手する大学評価に関する機構の実施体制」参照)

- (1) 評価を実施するに当たっては、国公私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる**大学評価委員会**の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる**専門委員会**を設置します。

大学等の教育研究活動については、多面的な評価が必要であること、分野における専門領域が多様であること、さらには対象機関(組織)が多数となることなどから、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を**評価員**として任命します。

これらの大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員は、国公私立大学等の関係団体、学協会及び経済団体をはじめ広く推薦を求め、その中から運営委員会等の議を経て決定します。

また、具体的な評価を行うに際しては、専門委員会の委員(及び評価員)による**評価チーム**¹⁾を編成します。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各対象領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する**部会**¹⁾を設置します。

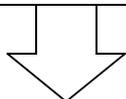
- (2) 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者(専門委員会の委員及び評価員)が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を行います。

評価のプロセス

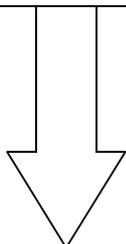
平成14年12月

評価の内容・方法の決定



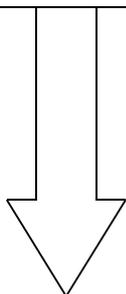
平成15年1月～7月

大学等における自己評価



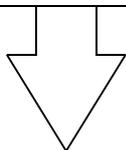
平成15年8月～平成16年1月

機構における評価の実施



平成16年2月

意見の申立て



平成16年3月

評価結果の確定

大学評価委員会及び専門委員会において、評価の実施方針及び具体的な評価の内容・方法を決定し、評価を実施するための要項として、大学等へ通知します。

大学等は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

機構は、大学等における目的及び目標の整理に役立てるために、大学等が自己評価書を提出するに先だって、目的及び目標に関する事前調査を行い、その結果の全般的な傾向や特徴を対象大学等にフィードバック(5月末)します。

機構では、専門委員会の下に組織された評価チームや部会において、大学等から提出された自己評価書の書面調査、ヒアリング又は訪問調査を通じて評価を行い、その内容を基に専門委員会において評価結果案を作成します。

評価結果案は、大学評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。

機構は、評価結果を確定する前に対象大学等に通知します。

対象大学等は、機構から通知された評価結果に対して意見があれば申立てを行います。

機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、大学評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、大学等及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。

評価の結果と公表

- (1) 評価の結果は、「評価項目ごとの評価結果」及びそれらを要約した「評価結果の概要」並びに「**意見の申立て**」によって示します。

これらのうち、評価項目ごとの評価結果は、次のとおり示します。

評価項目ごとに、取組や活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかなどについて、取組や活動等の状況や貢献等の程度(水準)がわかる形で、根拠・理由とともに記述します。

それらの取組や活動等の中から特に優れた点や問題点等を取り上げ、根拠・理由とともに記述します。

- (2) 評価報告書は、対象大学等ごとに評価の結果とともに「機構が行う大学評価の概要」、「対象大学等の概要(現況及び特徴)」、「目的及び目標」、「特記事項」をまとめた上(別紙3「評価報告書イメージ」参照)で、対象大学等及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

- (3) また、評価結果の全般的な概要や評価実施上の課題と対応などを取りまとめた「大学評価の結果について(オーバービュー)」(仮称)を作成し、評価結果を分かりやすく社会に示します。

情報公開

- (1) 機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供するよう努めます。

- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「情報公開法」という。)により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。

ただし、大学等から提出され、機構が保有することとなった行政文書については、情報公開法に基づき当該大学等と協議します。

第2章 平成14年度に着手する大学評価の区分ごとの内容・方法

全学テーマ別評価：国際的な連携及び交流活動

1 テーマの概要

今後の21世紀の世界は、社会、経済、文化等の地球規模での交流がますます進展し、国際的な協調、共生関係が増大する一方で、国際的な競争も激化する時代になると予測されています。このような趨勢の中で、大学等に対しても、国際的な通用性を高めつつ、より一層世界に開かれた機関となることが期待されており、教育研究活動を基盤とした国際的な連携や交流活動の一層の推進が求められてきています。例えば、教育面では、学生の相互交流による異文化理解と友好の増進や、人材育成を通じた知的国際貢献の促進などが要請されています。また、研究面では、それぞれの分野において世界をリードする研究の推進が期待されており、国際的な共同研究や個々の研究者の一層の交流が望まれています。さらに、開発途上国等に対する国際協力に大学等として主体的に参画することも望まれています。

本評価においては、このような社会的要請の状況の中、大学等全体に関わる課題として「国際的な連携及び交流活動」をテーマとして設定し、大学等の行うそれらの活動について評価を行うことにより教育研究活動等の改善に役立て、また、それらの活動の状況や成果を社会にわかりやすく公表しようとするものです。

2 対象大学等

設置者から要請のあった国立大学(97大学)及び大学共同利用機関(総合地球科学研究所を除く14機関)並びに公立大学の一部(4大学)を評価の対象とします。

(別紙4「平成14年度着手の評価対象大学等一覧」参照)

3 実施時期

平成14年12月	大学等への自己評価実施要項の通知
平成15年 4月中旬	大学等から目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成15年 5月末	事前調査結果の大学等へのフィードバック
平成15年 7月末	大学等から自己評価書の提出
平成15年 8月～	書面調査及びヒアリングの実施
平成16年 1月	評価結果を確定する前に当該大学等に通知
平成16年 2月	大学等から意見の申立て
平成16年 3月	評価結果の公表

4 評価の内容

本評価は、「1 テーマの概要」で示した趣旨等に沿った国際的な連携及び交流に関する活動のうち、「全学的(全機関的)な方針の下に行われている活動」(以下「国際連携活動」という。)を対象として、その活動等の状況について、個々の活動が有する目標に照らして、次の評価項目ごとに行います。

(1) 実施体制

この項目では、個々の活動を実施するための体制が適切に整備されているか、また、その体制が機能しているか、個々の活動目標や趣旨が適切に周知・公表されているか、個々の活動の状況や問題点等を把握し、その問題点を改善に結びつけるシステムが適切に整備されているか、また、そのシステムが円滑に機能しているかについて評価します。

(2) 活動の内容及び方法

この項目では、個々の活動を実施するための必要な計画が明確に策定されているか、また、活動の内容が適切なものとなっているか、個々の活動を実施するための有効な方法が採られているかについて評価します。

(3) 活動の実績及び効果

この項目では、個々の活動の目標で意図する実績がどの程度挙げられたか、個々の活動を実施したことによってどの程度効果が挙げられたかについて評価します。

分野別教育評価

1 対象分野

人文学系の分野
経済学系の分野
農学系の分野
総合科学の分野

2 対象大学

設置者から要請のあった大学の学部及び研究科(以下「対象組織」という。)を対象とし,学部,研究科をそれぞれ単位として実施します。(別紙4「平成14年度着手の評価対象大学等一覧」参照)

3 実施時期

平成14年12月	大学等への自己評価実施要項の通知
平成15年 4月中旬	大学等から目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成15年 5月末	事前調査結果の大学等へのフィードバック
平成15年 7月末	大学等から自己評価書の提出
平成15年 8月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成16年 1月	評価結果を確定する前に当該大学等に通知
平成16年 2月	大学等から意見の申立て
平成16年 3月	評価結果の公表

4 評価の内容

対象組織において行われている教育活動等は,学生に対する教育活動のみならず,社会貢献や地域社会との連携・交流など幅広く多岐にわたって実施されています。平成14年度に機構が着手する分野別教育評価は,これらの全般的な活動を網羅的に評価するのではなく,「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」を対象として行います。

この評価では,対象組織の教育活動等の取組が,教育目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか,また教育活動等の成果が教育目的及び目標をどの程度達成しているかの視点から,対象組織の教育目的及び目標に即して,次に掲げる6項目の評価項目ごとに評価を行います。

(1) 教育の実施体制

教育目的及び目標を達成するためには,その実現を図るために必要な教育実施組織を整備するとともに,学生受入方針に沿った学生の確保などが重要です。

この項目では、ア)教育目的及び目標に沿って、教育実施組織が整備され、それらが機能しているか、イ)教育目的及び目標の趣旨の学生、教職員に対する周知や学外者に対する公表方法が適切であるか、ウ)教育目的及び目標に沿って、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等の学生受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確な形で策定され、それに従った学生受入の方策が適切に講じられているかについて評価します。

(2) 教育内容面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供することが必要です。

この項目では、教育目的及び目標に照らして、教育課程及び授業(研究指導を含む)の内容が、それらを十分に実現できるものになっているか、また、適切に実施されているかについて評価します。

(3) 教育方法及び成績評価面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、教育課程及び授業の内容に即した授業形態、学習(研究)指導法等の教育方法を用い、また有効性のある成績評価を実施することが必要です。

この項目では、教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が適切であり、機能しているか評価します。

また、教育課程等を展開するために必要な施設・設備が適切に整備され、授業形態、学習(研究)指導法等の教育方法に沿って適切に活用されているかについても評価します。

(4) 教育の達成状況

教育の改善・向上に取り組むためには、受入れた学生の状況を的確に把握するとともに、学部、研究科における教育活動の各段階において学生が身に付けた、教育の達成状況を適切に把握することが必要です。

この項目では、ア)単位取得、進級、卒業(修了)及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況、並びにイ)進学や就職などの卒業(修了)後の進路の状況から判断して、教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているかについて評価します。

(5) 学習に対する支援

教育の効果を高めるとともに、学生が充実した学生生活を実現するためには、修学に必要な支援を適切に行うことが必要です。

この項目では、教育目的及び目標の達成のために、学生の学習に対する支援体制や自主的学習環境(施設・設備)が整えられ、効果的に活用されているかについて評価します。

(6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

各学部、研究科においては、組織としての教育活動の評価及び個々の教員の教育活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに、その結果が教育目的及び目標の見直しも含めた教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築することが必要です。

この項目では、教育の実施状況や問題点を的確に把握し、学部、研究科の組織としての教育活動

の評価並びに教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか、また、これらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され、それが機能しているかについて評価します。

分野別研究評価

1 対象分野

人文学系の分野
経済学系の分野
農学系の分野
総合科学の分野

2 対象大学等

設置者から要請のあった大学等の組織(以下「対象組織(機関)」という。)を対象とし、学部及び研究科、附置研究所並びに大学共同利用機関を単位として実施します。(別紙4「平成14年度着手の評価対象大学等一覧」参照)

3 実施時期

平成14年12月	大学等への自己評価実施要項の通知
平成15年 4月中旬	大学等から目的及び目標に関する事前調査回答等の提出
平成15年 5月末	事前調査結果の大学等へのフィードバック
平成15年 7月末	大学等から自己評価書の提出
平成15年 8月～	書面調査及びヒアリング又は訪問調査の実施
平成16年 1月	評価結果を確定する前に当該大学等に通知
平成16年 2月	大学等から意見の申立て
平成16年 3月	評価結果の公表

4 評価の内容

(1) 分野別研究評価では、対象組織(機関)の研究活動等の状況について、学問分野ごとに、後に掲げる5項目の評価項目ごとに評価を行います。

(2) 分野別研究評価では、「研究活動等」を対象とします。「研究活動等」とは、「研究活動」及び「研究を推進し又は支援するための体制(諸施策及び諸機能を含む。)」(以下「体制」という。)を意味します。

ここで「研究活動」とは、狭義の研究(基礎研究、応用研究)活動にとどまらず、技術の創出、経営ノウハウの創出、芸術的創作やパフォーマンス、学術書・教養書や教科書類の出版、政策形成等に資する調査報告書の作成、総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む各組織(機関)の教員の創造的活動全般をいいます。評価の対象となる「研究活動」については、分野固有の性格に応じて各分野ごとの「自己評価実施要項」に示されます。

また、「体制」には、対象組織(機関)が研究を推進し又は支援するために取る組織体制のほか、諸施策及び諸機能が含まれます。「諸施策」とは、学科・専攻の連携やプロジェクト研究の振興、人材の発掘・育成、研究資金の運用、施設設備等研究支援環境の整備、国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究集会の実施方策など、研究を推進するための施策をいい、「諸機能」と

は、学部・研究科附属施設における共同利用等のサービス機能など、研究を支援するための機能をいいます。

(3) 大学共同利用機関のように、共同利用装置等から生み出される成果がある場合には、その成果についても評価の対象になります。

(4) 評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的效果」については、教員から提出される個別の研究業績を基に学問的内容及び水準等を判定し、それらの状況を、原則として対象組織(機関)の全体及び領域ごとに明らかにするなどの評価を行います。

この判定は、教員個々人の研究業績の学問的内容及び水準等を判定すること自体を目的とするものではなく、他の評価項目と同様、前記二つの評価項目を対象組織(機関)全体の評価として実施する上での根拠となるデータを得ることにあります。したがって、教員個々人の研究業績の学問的内容及び水準等の判定結果並びにその根拠となる研究業績に関する資料は、一般に公表したり、他の目的に利用されたりすることはありません。

[項目ごとの評価の内容]

研究体制及び研究支援体制

この項目では、研究体制(研究そのものを推進又は活性化する組織的な体制をいう。)及び研究支援体制(研究そのものではなく、大学共同利用機関や学部・研究科附属施設が機能の一部としているような共同利用等のサービス体制をいう。)が、研究目的及び目標に沿ったものとなっているかを評価します。

また、上記研究体制及び研究支援体制の下で実施される「諸施策及び諸機能」が、研究目的及び目標に沿った適切な取組になっているか、さらに、研究目的及び目標の趣旨が学内外の関係者に適切に周知・公表されているかを評価します。

研究内容及び水準

この項目では、対象組織(機関)の全体及び領域ごとに、現在の研究活動の状況が、研究目的及び目標に照らして、どのような点で優れているか、あるいはどのような改善点を抱えているかなどを記述する方法による評価を行います。その際、後述の学問的内容及び水準についての判定結果並びに教員の構成や組織の置かれている諸条件を考慮した評価を行います。

また、この項目では、対象組織(機関)における研究活動の学問的内容及び水準について、国際的視点を踏まえ、独創性、発展性、人材養成への貢献、他分野への貢献などの内容面及び全体としての研究水準について多様な側面から判定を行います。この判定は、関連領域の専門家により、教員の個別業績を基に研究活動の質を重視して行い、その判定結果を、原則として対象組織(機関)の全体及び領域ごとに明らかにします。ただし、総合科学の分野では、総合科学型プロジェクトごとの業績を基にこの判定を行います(後掲の「研究の社会(社会・経済・文化)的效果」の判定も同様に行います)。

なお、この判定に当たっては、国際的な視点を踏まえることになりますが、それは、学問の各領域で内容的に世界の水準を見て、その水準から判断することを意味します。したがって、国際的な視点を踏まえた研究内容及び水準が何を意味するかは、各分野・領域の特性を踏

まえつつ、当該分野の専門委員会、さらには領域に応じて組織される部会ごとに、検討した上で判断することになります。

(独創性等の内容面の判定)

ここでは、研究活動の独創性、発展性、人材養成への貢献、他分野への貢献などの内容面について、「極めて高い」、「高い」、「相応」、「低い」の4段階及び「該当せず」(研究内容の判定対象事項に該当する旨の申告が無く、当該研究内容の判定の対象に当たらない。)で判定します。この判定は、既に発表され、確立した業績が対象となるのは勿論ですが、加えて、そのような業績ではなくても、他の根拠から、個性的な取組あるいは先見性や萌芽性を持つと判断できる研究成果も対象になります。また、これらの他に、「特に具体的な特徴を示して申告のあった研究活動」についても判定します。

(研究水準の判定)

ここでは、上記の内容面での判定を踏まえ、個人の研究活動について、その全体としての研究水準を、「卓越」(当該領域において群を抜いて高い水準にある。),「優秀」(当該領域において指導的あるいは先導的な水準にある。),「普通」(当該領域に十分貢献している。),「要努力」(当該領域に十分貢献しているとはいえない。)の4段階及び「該当せず」(研究内容の判定対象事項のいずれについても申告が無く、当該研究水準の判定の対象に当たらない。)で判定します。

研究の社会(社会・経済・文化)的效果

この項目では、対象組織(機関)における教員の研究の社会(社会・経済・文化)的效果について、前掲の「研究内容及び水準」と同様に、研究目的及び目標に照らして、優れた点や改善点などを記述する方法による評価を行うとともに、教員の個別業績を基に社会的効果の度合いを判定し、その判定結果を、原則として対象組織(機関)の全体及び領域ごとに明らかにします。なお、研究の社会的効果とは、教員の研究成果そのものが、社会、経済又は文化の各方面において具体的に役立てられたことを意味し、社会的活動に教員が参加すること自体による社会貢献を対象とするものではありません。

研究の社会的効果の度合いの判定は、政策形成への寄与、新技術の創出、特許や情報データベース等の知的財産の形成、生活基盤の強化などについて、「極めて高い」、「高い」、「相応」の3段階及び「該当せず」(ほとんど効果を上げていない内容か、当該判定の対象事項に該当する旨の申告が無く、判定の対象に当たらない。)で行います。

諸施策及び諸機能の達成状況

この項目では、前掲の「研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策と諸機能」がどの程度達成されているかについて、研究目的及び目標に即して評価します。その際、研究体制の整備途中であったり、将来計画に向けた転換点にあるため十分な実績が出る段階にないなどの事情についても、それを的確に加味した評価を行います。

研究の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織(機関)における研究活動等の実施状況や問題点を把握し、組織としての研究活動の評価や個々の研究活動等の評価を適切に実施する体制が整っているか、これらの評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され機能しているかについて評価します。

用語の解説

(本文中、 ⁾印の付されている用語の説明)

【ヒアリング】(1頁)

ヒアリングは、全学テーマ別評価及び分野別研究評価(総合科学を除く)において書面調査では確認できない事項について、大学評価・学位授与機構(東京都)を会場として、評価チームにより大学等の関係者への面接調査や自己評価結果に関する補完的資料等の収集を行います。この調査結果と書面調査の結果から総合的に判断し、評価結果を取りまとめます。

また、この際、取りまとめた評価結果の確定を円滑に行うため、この時点での評価内容の概要を大学等の関係者に伝え、それに対する意見を求めることにより、大学等の関係者との共通理解を図ります。

【訪問調査】(1頁)

訪問調査は、分野別教育評価及び分野別研究評価(総合科学)において教育研究活動の状況を把握するため、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項についての調査を評価チームにより現地で行うとともに、書面調査の段階で十分な説明及び資料が得られなかった内容などについて、大学等の関係者への面接調査や自己評価結果に関する補完的資料等の収集を行います。この調査結果と書面調査の結果から総合的に判断し、評価結果を取りまとめます。

また、この際、取りまとめた評価結果の確定を円滑に行うため、この時点での評価内容の概要を大学等の関係者に伝え、それに対する意見を求めることにより、大学等の関係者との共通理解を図ります。

【着手】(2頁)

機構の評価は、個別のテーマ及び学問分野ごとの評価を年度をまたがって実施しているため、同一年度内に「前年度継続分の評価」と「新たにその年度に始まる評価」の2つの評価が同時に併存することになります。そのため機構では、それぞれの評価を区別するため、「年度」ではなく、その評価の内容・方法の検討を始めた年度を基準として、「年度着手」という名称を用いて整理しています。

【9分野】(4頁)

分野別教育・研究評価は、大学評価機関(仮称)創設準備委員会報告書の大学評価委員会の構成(案)に基づき、「人文学系」、「教育学系」、「法学系」、「経済学系」、「理学系」、「工学系」、「農学系」、「医学系」、「総合科学・特定領域」の9つの学問分野を対象として実施することとしています。

ただし、平成12年度～14年度着手分は試行的に実施することとしているため、「医学系」は医学分野について実施したところであり、「総合科学・特定領域」は、「総合科学」について実施します。

【評価チーム】(4 頁)

評価チームは、専門委員会の委員及び評価員により構成し、対象機関（組織）の状況を踏まえ、具体的な評価活動を実施するために編成します。

役割は、対象機関（組織）を分担し、書面調査、ヒアリング又は訪問調査を行い、評価報告書原案を作成し、専門委員会へ提出することです。

【部会】(5 頁)

部会は、分野別研究評価の研究領域に応じて組織され、専門委員会の委員及び評価員のうち、関連領域の専門家により構成します。

役割は、対象組織（機関）の書面調査のうち、「研究内容及び水準」、「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目における学問的内容及び水準等の判定を行い、専門委員会へ部会判定結果案を提出することです。

なお、専門委員会では、部会判定結果を決定した後、評価チームへ部会判定結果を報告します。

【領域】(1 4 頁)

「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目については、学問的内容及び水準等を判定し、それらの状況を、原則として対象組織（機関）全体及び領域ごとに明らかにするなどの形で実施します。領域とは評価の必要上設定する分野内の区分であり、当該分野の一般的な学科・専攻の構成等と必ずしも一致するとは限りません。

平成 14 年度までの試行的実施期間中における評価の対象

1. 全学テーマ別評価

着手年度	実施テーマ	対象機関数
平成 12 年度	教育サービス面における社会貢献	国立大学 (政策研究大学院大学を除く 98 大学) 全大学共同利用機関 (14 機関)
	教養教育	国立大学 (大学院のみを置く大学を除く 95 大学)
平成 13 年度	教養教育 (継続分)	国立大学 (大学院のみを置く大学を除く 95 大学)
	研究活動面における社会との連携及び協力	国立大学 (99 大学) 全大学共同利用機関 (総合地球環境学研究所を除く 14 機関)
平成 14 年度	国際的な連携及び交流活動	国立大学 (97 大学) 全大学共同利用機関 (総合地球環境学研究所を除く 14 機関) 公立大学 (4 大学)

2. 分野別教育評価

評価区分	着手年度	実施分野	対象機関数
分野別 教育評価	平成 12 年度	理学系 医学系 (医学)	国立大学のうち, 対象分野ごとに 6 大学
	平成 13 年度	法学系 教育学系 工学系	国立大学のうち, 対象分野ごとに 6 大学
	平成 14 年度	人文学系 経済学系 農学系	国立大学のうち, 対象分野ごとに 6 大学 公立大学のうち, 人文学系 4 大学, 経済学系 2 大学, 農学系 1 大学
		総合科学	国立大学のうち, 4 大学 (注) 公立大学のうち, 2 大学

3. 分野別研究評価

分野別 研究評価	平成 12 年度	理学系 医学系 (医学)	国立大学, 大学共同利用機関のうち, 対象分野ごとに 6 組織
	平成 13 年度	法学系 教育学系 工学系	国立大学, 大学共同利用機関のうち, 対象分野ごとに 6 組織
	平成 14 年度	人文学系 経済学系 農学系	国立大学, 大学共同利用機関のうち, 対象分野ごとに 6 組織 公立大学のうち, 人文学系 3 組織, 経済学系 2 組織, 農学系 1 組織
		総合科学	国立大学のうち, 4 組織 (注) 公立大学のうち, 2 組織

(注) 総合科学については, 分野別教育・研究の対象を同一の機関とする。

平成 14 年度に着手する大学評価に関する機構の実施体制

大学評価委員会

30 人

分野別研究評価

分野別教育評価

全学テーマ別
評価

大学評価委員会委員及び専門委員で構成
(括弧内は、大学評価委員会委員の人数で外数)

農学系研究評価
専門委員会

25 人
(1 人)

経済学系研究評価
専門委員会

33 人
(1 人)

人文学系研究評価
専門委員会

30 人
(1 人)

総合科学教育・研究
評価専門委員会

28 人
(2 人)

農学系教育評価
専門委員会

26 人
(1 人)

経済学系教育評価
専門委員会

33 人
(1 人)

人文学系教育評価
専門委員会

30 人
(1 人)

国際的な連携及び
交流活動に関する
専門委員会

26 人
(1 人)

部
会 (部会)

評価委員
人
専門委員
人
評価員
人

評価チーム (チーム)

評価委員
人
専門委員
人

部
会 (部会)

評価委員
人
専門委員
人
評価員
人

評価チーム (チーム)

評価委員
人
専門委員
人

部
会 (部会)

評価委員
人
専門委員
人
評価員
人

評価チーム (チーム)

評価委員
人
専門委員
人

部
会 (部会)

評価委員
人
専門委員
人
評価員
人

評価チーム (チーム)

評価委員
人
専門委員
人
評価員
人

評価チーム (チーム)

評価委員
人
専門委員
人
評価員
人

評価チーム (チーム)

評価委員
人
専門委員
人
評価員
人

評価チーム (チーム)

評価委員
人
専門委員
人
評価員
人

評価チーム (チーム)

評価委員
人
専門委員
人
評価員
人

専門委員会委員 (及び評価員) で構成

1 「評価チーム」及び「部会」の編成は、各専門委員会で審議の上決定されます。

平成 14 年度着手の評価対象大学等一覧

1 全学テーマ別評価

国際的な連携及び交流活動（115機関）

対象大学等名		
(国立大学)		
北海道大学	新潟大学	島根大学
北海道教育大学	長岡技術科学大学	島根医科大学
室蘭工業大学	上越教育大学	岡山大学
小樽商科大学	富山大学	広島大学
帯広畜産大学	富山医科薬科大学	山口大学
旭川医科大学	金沢大学	徳島大学
北見工業大学	福井大学	鳴門教育大学
弘前大学	福井医科大学	香川大学
岩手大学	山梨大学	香川医科大学
東北大学	信州大学	愛媛大学
宮城教育大学	岐阜大学	高知大学
秋田大学	静岡大学	高知医科大学
山形大学	浜松医科大学	福岡教育大学
福島大学	名古屋大学	九州大学
茨城大学	愛知教育大学	九州芸術工科大学
筑波大学	名古屋工業大学	九州工業大学
宇都宮大学	豊橋技術科学大学	佐賀大学
群馬大学	三重大学	佐賀医科大学
埼玉大学	滋賀大学	長崎大学
千葉大学	滋賀医科大学	熊本大学
東京大学	京都大学	大分大学
東京医科歯科大学	京都教育大学	大分医科大学
東京外国語大学	京都工芸繊維大学	宮崎大学
東京学芸大学	大阪大学	宮崎医科大学
東京農工大学	大阪外国語大学	鹿児島大学
東京芸術大学	大阪教育大学	鹿屋体育大学
東京工業大学	兵庫教育大学	琉球大学
東京商船大学	神戸大学	北陸先端科学技術大学院大学
東京水産大学	神戸商船大学	奈良先端科学技術大学院大学
お茶の水女子大学	奈良教育大学	総合研究大学院大学
電気通信大学	奈良女子大学	政策研究大学院大学
一橋大学	和歌山大学	
横浜国立大学	鳥取大学	
(大学共同利用機関)		
国文学研究資料館	国際日本文化研究センター	国立情報学研究所
国立極地研究所	国立天文台	国立民族学博物館
宇宙科学研究所	核融合科学研究所	国立歴史民俗博物館
国立遺伝学研究所	岡崎国立共同研究機構	メディア教育開発センター
統計数理研究所	高エネルギー加速器研究機構	
(公立大学)		
東京都立科学技術大学		
愛知県立大学		
名古屋市立大学		
大阪市立大学		

2 分野別教育評価

人文学系分野（10機関（22組織））

対象大学名	
（国立大学）	
千葉大学	学（文学部，文学研究科）
信州大学	学（人文学部，人文科学研究科）
大阪大学	学（文学部，文学研究科）
大阪外国語大学	学（外国語学部，言語社会研究科）
岡山大学	学（文学部，文学研究科）
九州大学	学（文学部，人文科学教育部）
（公立大学）	
東京都立大学	学（人文学部，人文科学研究科，社会科学研究科）
愛知県立大学	学（文学部，外国語学部，国際文化研究科）
福岡県立大学	学（人間社会学部，人間社会学研究科）
福岡女子大学	学（文学部，文学研究科）

経済学系分野（8機関（16組織））

対象大学名	
（国立大学）	
小樽商科大学	学（商学部，商学研究科）
埼玉大学	学（経済学部，経済科学研究科）
滋賀大学	学（経済学部，経済学研究科）
神戸大学	学（経済学部，経済学研究科）
佐賀大学	学（経済学部，経済学研究科）
長崎大学	学（経済学部，経済学研究科）
（公立大学）	
青森公立大学	学（経営経済学部，経営経済学研究科）
東京都立大学	学（経済学部，社会科学研究科）

農学系分野（7機関（14組織））

対象大学名	
（国立大学）	
弘前大学	学（農学生命科学部，農学生命科学研究科）
東京農工大学	学（農学部，農学研究科）
静岡大学	学（農学部，農学研究科）
島根大学	学（生物資源科学部，生物資源科学研究科）
愛媛大学	学（農学部，農学研究科）
鹿児島大学	学（農学部，農学研究科）
（公立大学）	
大阪府立大学	学（農学部，農学生命科学研究科）

総合科学分野（6機関（11組織））

対象大学名	
（国立大学）	
北海道大学	学（地球環境科学研究科）
群馬大学	学（社会情報学部，社会情報学研究科）
東京大学	学（教養学部，総合文化研究科）
徳島大学	学（総合科学部，人間・自然環境研究科）
（公立大学）	
名古屋市立大学	学（人間社会学部，人間文化研究科）
福岡女子大学	学（人間環境学部，人間環境学研究科）

3 分野別研究評価

人文学系分野（9 機関）

対象大学等名	
(国立大学)	
東北大学	学(文学部, 文学研究科)
富山大学	学(人文学部, 人文科学研究科)
名古屋大学	学(文学部, 文学研究科)
山口大学	学(人文学部, 人文科学研究科)
熊本大学	学(文学部, 文学研究科)
(大学共同利用機関)	
国立民族学博物館	
(公立大学)	
東京都立大学	学(人文学部, 人文科学研究科, 社会科学研究科)
福岡県立大学	学(人間社会学部, 人間社会学研究科)
福岡女子大学	学(文学部, 文学研究科)

経済学系分野（8 機関）

対象大学等名	
(国立大学)	
一橋大学	学(商学部, 商学研究科)
横浜国立大学	学(経済学部, 経営学部, 国際社会科学研究科)
金沢大学	学(経済学部, 経済学研究科)
和歌山大学	学(経済学部, 経済学研究科)
香川大学	学(経済学部, 経済学研究科)
大分大学	学(経済学部, 経済学研究科)
(公立大学)	
東京都立大学	学(経済学部, 社会科学研究科)
名古屋市立大学	学(経済学部, 経済学研究科)

農学系分野（7 機関）

対象大学等名	
(国立大学)	
岩手大学	学(農学部, 農学研究科)
都立大学	学(農学部, 農学研究科)
新潟大学	学(農学部, 自然科学研究科)
岐阜大学	学(農学部, 農学研究科)
京都大学	学(農学部, 農学研究科)
広島大学	学(生物生産学部, 生物圏科学研究科)
(公立大学)	
大阪府立大学	学(農学部, 農学生命科学研究科)

総合科学分野（6 機関）

対象大学等名	
(国立大学)	
北海道大学	学(地球環境科学研究科)
群馬大学	学(社会情報学部, 社会情報学研究科)
東京大学	学(教養学部, 総合文化研究科)
徳島大学	学(総合科学部, 人間・自然環境研究科)
(公立大学)	
名古屋市立大学	学(人間社会学部, 人間文化研究科)
福岡女子大学	学(人間環境学部, 人間環境学研究科)

平成14年度着手の評価事業スケジュール

14年度

	大学評価・学位授与機構	対象大学等
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学評価委員会</div> 大学等へ自己評価実施要項等通知	
1月	説明会	説明会
2月		(大学等における) 自己評価
3月		

15年度

4月		← 目的及び目標に関する事前調査回答期限
5月	調査結果の大学等へのフィードバック	(大学等における) 自己評価
6月		
7月		← 大学からの自己評価書等の提出期限
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">専門委員会</div>	
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価チーム</div> 書面調査, 訪問調査, ヒアリング 評価報告書原案作成	
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">部会</div> 研究内容・水準評価	ヒアリング又は訪問調査
11月		
12月		
1月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学評価委員会</div> 大学等へ評価結果通知	
2月		← 意見の申立て
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学評価委員会</div> 評価結果公表	

大学評価関係法令等

〔国立学校設置法（抄）〕

第三章の五 大学評価・学位授与機構

（大学評価・学位授与機構）

第九條の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に關し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 二 （略）
- 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に關する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に關する調査研究を行うこと。
- 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に關する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

（評価の区分）

第五十二條の二 国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- 一 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に關する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
- 二 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
- 三 大学等の各学部、各研究科、各附属研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価
- （評価の実施の手続）
- 第五十二條の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。
- （評価の実施の方法）
- 第五十二條の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。
- （意見の申立）
- 第五十二條の五 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

（大学評価委員会）

第六條の二 機構は大学評価委員会を置く。

- 2 大学評価委員会は、機構長の定めるところにより、機構が行う大学等の評価について審議し、機構長は、機構が行う大学等の評価に關し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
- 4 大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に關する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。
- 5 大学評価委員会に、機構が行う大学等の評価に關し専門の事項を調査するため、専門委員を置くことにし、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に關し調査するため、評価員を置く。
- 6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に關し学識経験を有する者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
- 7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。
- 8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

（目的）

第一條 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六條の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の組織及び運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。
- 3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。
- （委員長及び副委員長）
- 第三條 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- （専門委員会）
- 第四條 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、数個の専門委員会を置くものとする。
- 2 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 専門委員会に主査及び副主査各一人を置き、当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 主査は、専門委員会の会務を総理する。
- 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。
- （分科会）
- 第五條 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所掌する専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。
- 2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 分科会に主査及び副主査各一人を置き、当該分科会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 主査は、分科会の会務を総理する。
- 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。
- （議事の手続）
- 第六條 大学評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することできない。
- 3 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の關係する大学及び大学共同利用機関に關する議案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、會議に出席し、発言することを妨げない。
- 5 前四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員」とあるのは、「主査」と、「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替へるものとする。

第七條 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に關し必要な事項は、大学評価委員会が定める。

附則
この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。